

《厚生年金の最終保険料率が年収の19%の場合》

【有限均衡方式…95年間均衡（2005～2100年度）】

	ケースⅡ 基準ケース	社会・経済状況が好転			少子化進行
		ケースⅡーア 少子化改善 +経済好転	ケースⅡーイ 少子化改善	ケースⅡーウ 経済好転	ケースⅡーエ 少子化進行
最終保険料率	19%	19%	19%	19%	19%
国庫負担割合	2分の1	2分の1	2分の1	2分の1	2分の1
給付水準調整方法	実績準拠法を基本とした早期調整 [将来見通し平均化法並み]	実績準拠法を基本とした早期調整 [将来見通し平均化法並み]	実績準拠法を基本とした早期調整 [将来見通し平均化法並み]	実績準拠法を基本とした早期調整 [将来見通し平均化法並み]	実績準拠法を基本とした早期調整 [将来見通し平均化法並み]
人口推計	中位	少子化改善	少子化改善	中位	低位
経済前提 [実質賃金上昇率（2008年度以降）]	B [1.0%]	好転ケース [1.25%]	B [1.0%]	好転ケース [1.25%]	B [1.0%]
給付と負担の均衡	有限均衡方式 (95年間均衡)	有限均衡方式 (95年間均衡)	有限均衡方式 (95年間均衡)	有限均衡方式 (95年間均衡)	有限均衡方式 (95年間均衡)
試算結果					
・給付水準調整終了年度	2025年度	2018年度	2022年度	2021年度	2031年度
・新規裁定年金の所得代替率 (給付水準調整終了時)	52.0% 《-0.8%》	54.3% [+2.3%]	53.4% [+1.4%]	52.9% [+0.9%]	48.5% [-3.5%]
・給付水準調整割合 (給付水準調整終了時)	11.9%	7.9%	9.5%	10.4%	17.8%
・国民年金最終保険料 (平成11年度価格)	16,900円	17,200円	16,900円	17,200円	16,800円

注：所得代替率の欄の《 》内はケース①との差、[]内は基準ケース（ケースⅡ）との差を示している。

参考試算 [最終保険料率19% (有限均衡方式・財政均衡期間を95年間 (2005~2100年) とした場合)]

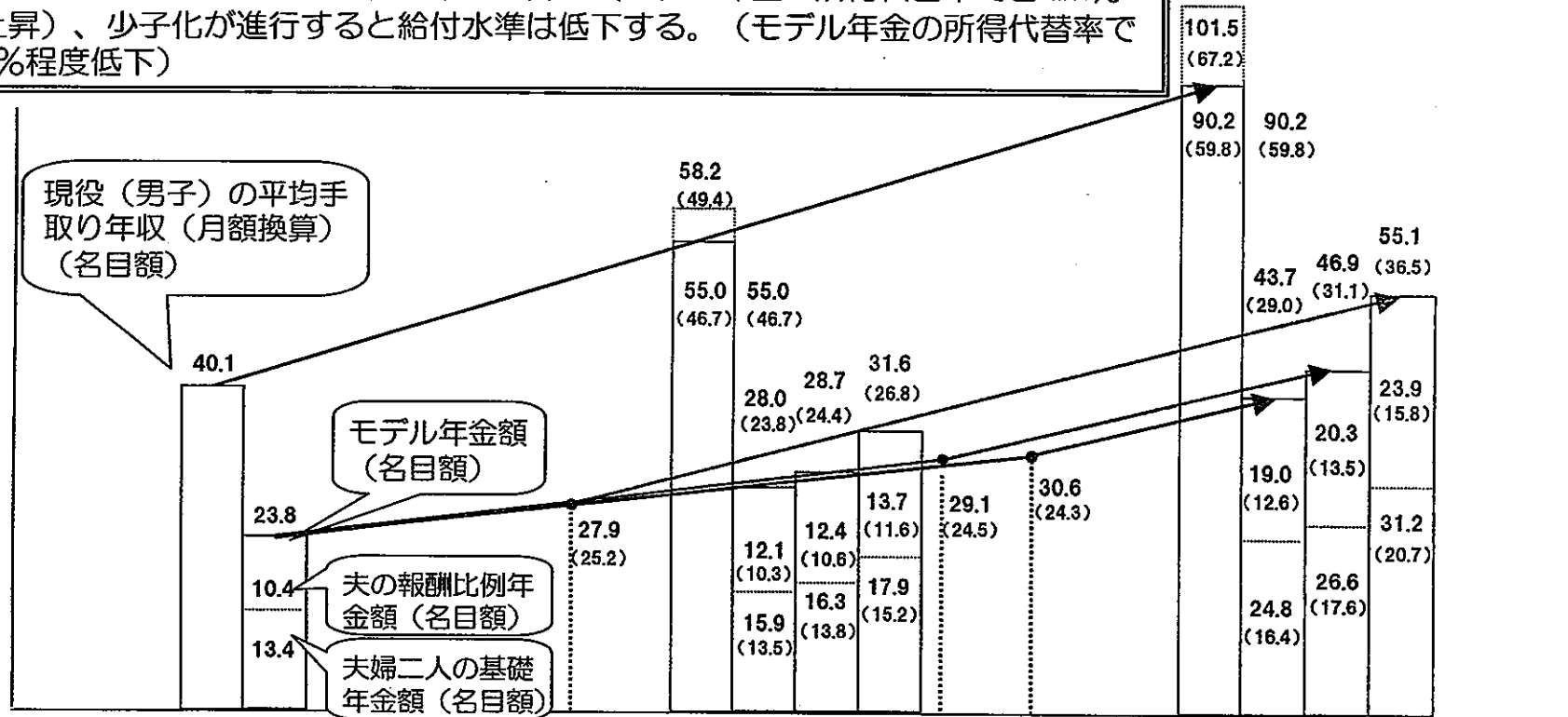
少子化の実績より早期に給付水準調整する場合 (実績準拠法を基本とした早期調整[将来見通し平均化法並み])

○給付と負担の均衡を考える期間を95年間 (2100年度まで) に限定する有限均衡方式とした場合、2100年度以降の高齢化率の見通しが高いこと等から、現在行っている方式 (永久均衡方式) に比べ、将来の給付水準の見通しは上昇する。(モデル年金の所得代替率が、基準ケースで2%程度上昇)

○社会・経済状況が好転すると給付水準は上昇し (モデル年金の所得代替率で2 1/2%程度上昇)、少子化が進行すると給付水準は低下する。(モデル年金の所得代替率で3 1/2%程度低下)

緑色・・・少子化改善+経済好転の場合
 青色・・・基準ケースの場合
 赤色・・・少子化進行の場合

名目金額
 (万円)



所得代替率：59.4%
 (モデル年金)

所得代替率
 少子化 基準 少子化改善
 進行 ケース +経済好転
 50.9% 52.2% 54.3%

所得代替率
 少子化 基準 少子化改善
 進行 ケース +経済好転
 48.5% 52.0% 54.3%

※ 賃金額及び年金額のカッコ内の数値は、物価で現在価値に割り戻したものの。

《厚生年金の最終保険料率が年収の18%の場合》

【永久均衡方式】

	ケースⅢ 基準ケース	社会・経済状況が好転			少子化進行
		ケースⅢーア 少子化改善 +経済好転	ケースⅢーイ 少子化改善	ケースⅢーウ 経済好転	ケースⅢーエ 少子化進行
最終保険料率	18%	18%	18%	18%	18%
国庫負担割合	2分の1	2分の1	2分の1	2分の1	2分の1
給付水準調整方法	実績準拠法を基本とした早期調整 [将来見通し平均化法並み]	実績準拠法を基本とした早期調整 [将来見通し平均化法並み]	実績準拠法を基本とした早期調整 [将来見通し平均化法並み]	実績準拠法を基本とした早期調整 [将来見通し平均化法並み]	実績準拠法を基本とした早期調整 [将来見通し平均化法並み]
人口推計	中位	少子化改善	少子化改善	中位	低位
経済前提 [実質賃金上昇率(2008年度以降)]	B [1.0%]	好転ケース [1.25%]	B [1.0%]	好転ケース [1.25%]	B [1.0%]
給付と負担の均衡	永久均衡方式	永久均衡方式	永久均衡方式	永久均衡方式	永久均衡方式
試算結果					
・給付水準調整終了年度	2042年度	2031年度	2036年度	2037年度	2051年度
・新規裁定年金の所得代替率 (給付水準調整終了時)	46.8% 《-6.0%》	50.2% [+3.4%]	49.2% [+2.4%]	47.6% [+0.8%]	41.2% [-5.6%]
・給付水準調整割合 (給付水準調整終了時)	20.8%	15.0%	16.7%	19.3%	30.2%
・国民年金最終保険料 (平成11年度価格)	16,500円	16,900円	16,500円	16,900円	16,400円

注：所得代替率の欄の《》内はケース①との差、[]内は基準ケース(ケースⅢ)との差を示している。

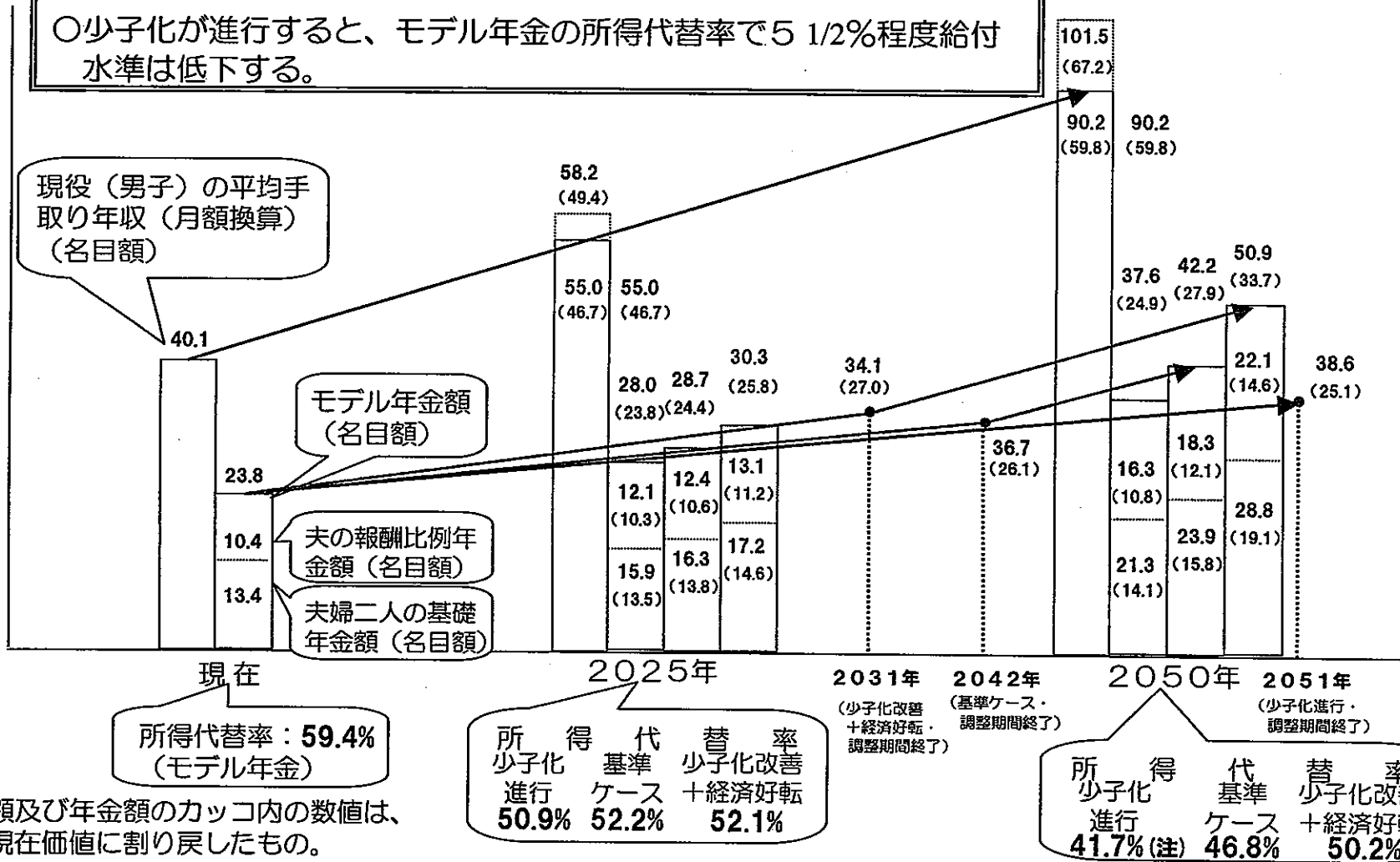
参考試算 [最終保険料率18% (永久均衡方式)]

少子化の実績より早期に給付水準調整する場合 (実績準拠法を基本とした早期調整[将来見通し平均化法並み])

- 厚生年金の最終保険料率が年収の18%の場合、基準ケースの将来の給付水準は、モデル年金の所得代替率で47%程度となる。
- 社会・経済状況が好転すると、モデル年金の所得代替率で31/2%程度給付水準は上昇する。
- 少子化が進行すると、モデル年金の所得代替率で51/2%程度給付水準は低下する。

緑色・・・少子化改善+経済好転の場合
 青色・・・基準ケースの場合
 赤色・・・少子化進行の場合

名目金額
(万円)



※ 賃金額及び年金額のカッコ内の数値は、物価で現在価値に割り戻したもの。

(注)少子化進行ケースは2051年まで給付水準調整を行い、所得代替率は最終的に41.2%となる。

《厚生年金の最終保険料率が年収の18%の場合》

【有限均衡方式…95年間均衡（2005～2100年度）】

	ケースIV 基準ケース	社会・経済状況が好転			少子化進行
		ケースIV-ア 少子化改善 +経済好転	ケースIV-イ 少子化改善	ケースIV-ウ 経済好転	ケースIV-エ 少子化進行
最終保険料率	18%	18%	18%	18%	18%
国庫負担割合	2分の1	2分の1	2分の1	2分の1	2分の1
給付水準調整方法	実績準拠法を基本とした早期調整 [将来見通し平均化法並み]	実績準拠法を基本とした早期調整 [将来見通し平均化法並み]	実績準拠法を基本とした早期調整 [将来見通し平均化法並み]	実績準拠法を基本とした早期調整 [将来見通し平均化法並み]	実績準拠法を基本とした早期調整 [将来見通し平均化法並み]
人口推計	中位	少子化改善	少子化改善	中位	低位
経済前提 [実質賃金上昇率（2008年度以降）]	B [1.0%]	好転ケース [1.25%]	B [1.0%]	好転ケース [1.25%]	B [1.0%]
給付と負担の均衡	有限均衡方式 （95年間均衡）	有限均衡方式 （95年間均衡）	有限均衡方式 （95年間均衡）	有限均衡方式 （95年間均衡）	有限均衡方式 （95年間均衡）
試算結果					
・給付水準調整終了年度	2035年度	2027年度	2032年度	2030年度	2040年度
・新規裁定年金の所得代替率 （給付水準調整終了時）	48.6% 《-4.2%》	51.5% [+2.9%]	50.2% [+1.6%]	49.9% [+1.3%]	44.9% [-3.7%]
・給付水準調整割合 （給付水準調整終了時）	17.6%	12.8%	14.9%	15.4%	23.9%
・国民年金最終保険料 （平成11年度価格）	16,100円	16,400円	16,100円	16,400円	16,100円

注：所得代替率の欄の《 》内はケース①との差、[]内は基準ケース（ケースIV）との差を示している。

参考試算 [最終保険料率18% (有限均衡方式・財政均衡期間を95年間 (2005~2100年) とした場合)]

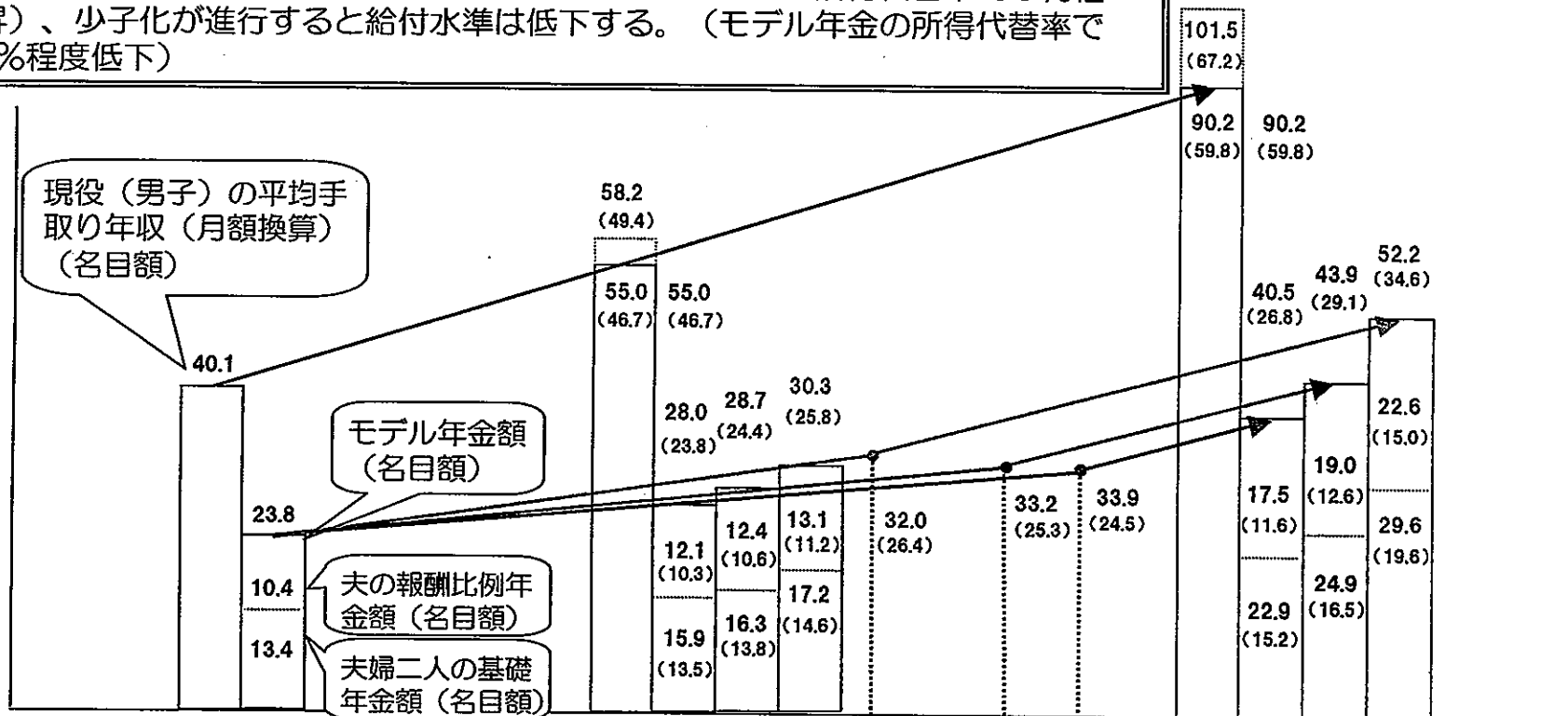
少子化の実績より早期に給付水準調整する場合 (実績準拠法を基本とした早期調整[将来見通し平均化法並み])

○給付と負担の均衡を考える期間を95年間 (2100年度まで) に限定する有限均衡方式とした場合、2100年度以降の高齢化率の見通しが高いこと等から、現在行っている方式 (永久均衡方式) に比べ、将来の給付水準の見通しは上昇する。(モデル年金の所得代替率が、基準ケースで2%程度上昇)

○社会・経済状況が好転すると給付水準は上昇し (モデル年金の所得代替率で3%程度上昇)、少子化が進行すると給付水準は低下する。(モデル年金の所得代替率で3 1/2%程度低下)

緑色・・・少子化改善+経済好転の場合
 青色・・・基準ケースの場合
 赤色・・・少子化進行の場合

名目金額
(万円)



現在
 所得代替率: 59.4%
 (モデル年金)

2025年
 所得代替率
 少子化進行: 50.9%
 基準ケース: 52.2%
 少子化改善+経済好転: 52.1%

2050年
 所得代替率
 少子化進行: 44.9%
 基準ケース: 48.6%
 少子化改善+経済好転: 51.5%

※ 賃金額及び年金額のカッコ内の数値は、物価で現在価値に割り戻したものの。

《給付水準調整のペースを変更した場合（実績準拠法）》

【最終保険料率20%（永久均衡方式）】

	ケースV 基準ケース	社会・経済状況が好転			少子化進行
		ケースV-ア	ケースV-イ	ケースV-ウ	ケースV-エ
		少子化改善 +経済好転	少子化改善	経済好転	少子化進行
最終保険料率	20%	20%	20%	20%	20%
国庫負担割合	2分の1	2分の1	2分の1	2分の1	2分の1
給付水準調整方法	実績準拠法	実績準拠法	実績準拠法	実績準拠法	実績準拠法
人口推計	中位	少子化改善	少子化改善	中位	低位
経済前提 [実質賃金上昇率(2008年度以降)]	B [1.0%]	好転ケース [1.25%]	B [1.0%]	好転ケース [1.25%]	B [1.0%]
給付と負担の均衡	永久均衡方式	永久均衡方式	永久均衡方式	永久均衡方式	永久均衡方式
試算結果					
・給付水準調整終了年度	2032年度	2025年度	2027年度	2031年度	2040年度
・新規裁定年金の所得代替率 (給付水準調整終了時)	52.0% 《-0.8%》	55.4% [+3.4%]	54.5% [+2.5%]	52.7% [+0.7%]	45.3% [-6.7%]
・給付水準調整割合 (給付水準調整終了時)	11.9%	6.1%	7.6%	10.8%	23.2%
・国民年金最終保険料 (平成11年度価格)	18,100円	18,600円	18,200円	18,600円	17,900円

注：所得代替率の欄の《 》内はケース①との差、[]内は基準ケース（ケースV）との差を示している。

参考試算 [最終保険料率20% (永久均衡方式)]

少子化の実績に準拠して給付水準調整する場合 (実績準拠法)

○実績準拠法で給付水準調整した場合、実績準拠法を基本とした早期調整で調整した場合と比べ、基準ケースの将来の給付水準は、モデル年金でみた所得代替率で1%程度低下し5.2%程度となる。

○社会・経済状況が好転すると、モデル年金でみた所得代替率で3.1/2%程度給付水準は上昇する。

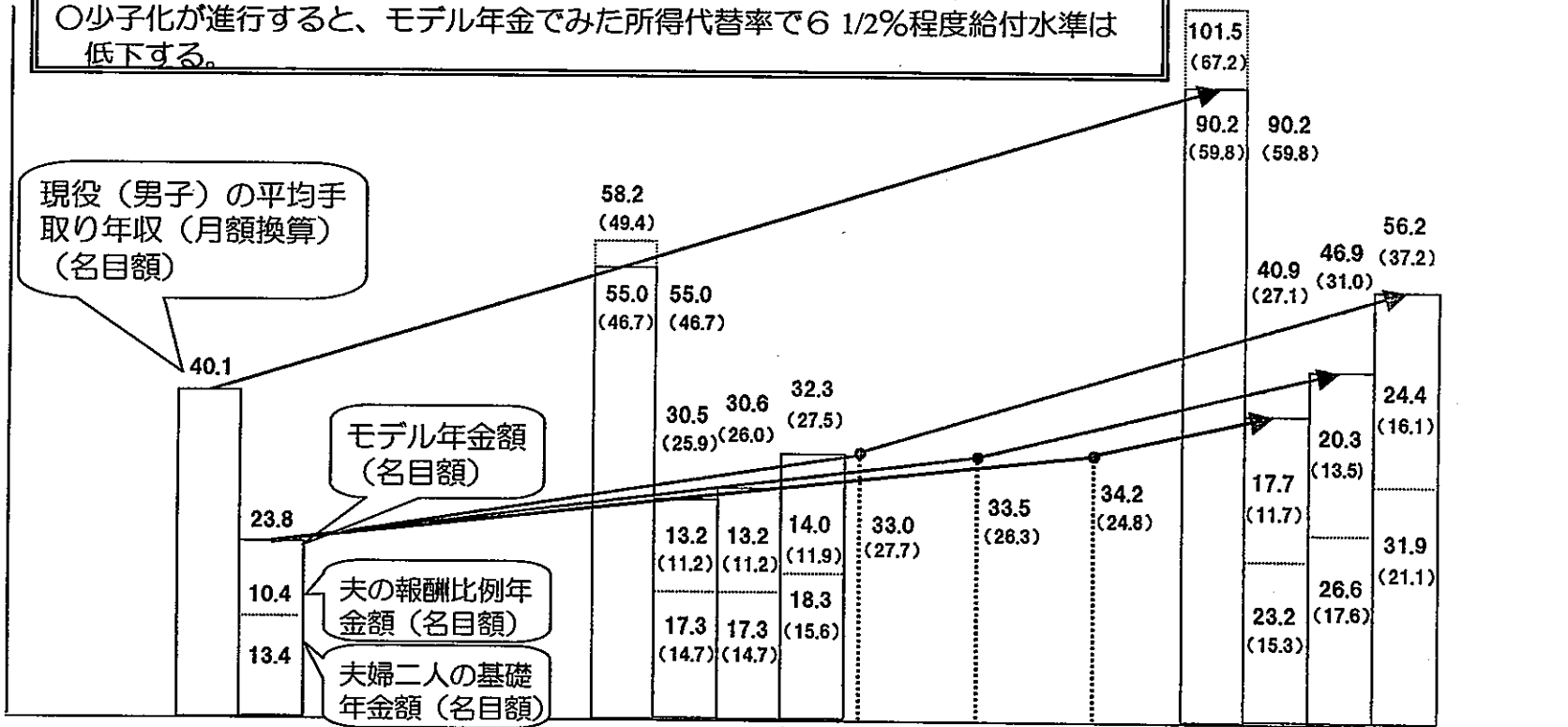
○少子化が進行すると、モデル年金でみた所得代替率で6.1/2%程度給付水準は低下する。

緑色・・・少子化改善+経済好転の場合

青色・・・基準ケースの場合

赤色・・・少子化進行の場合

名目金額
(万円)



現役(男子)の平均手取り年収(月額換算)(名目額)

モデル年金額(名目額)

夫の報酬比例年金額(名目額)

夫婦二人の基礎年金額(名目額)

現在

2025年

2025年 2032年 2040年
(少子化改善+経済好転・調整期間終了) (基準ケース・少子化進行・調整期間終了) (少子化進行・調整期間終了)

2050年

所得代替率: 59.4%
(モデル年金)

所得代替率
少子化進行 55.5%
基準ケース 55.6%
少子化改善+経済好転 55.6%

所得代替率
少子化進行 45.3%
基準ケース 52.0%
少子化改善+経済好転 55.4%

※ 賃金額及び年金額のカッコ内の数値は、物価で現在価値に割り戻したもの。

《基礎年金国庫負担割合を1/2に引き上げなかった場合（国庫負担1/3）》

【最終保険料率20%（永久均衡方式）】

	ケースVI	社会・経済 状況が好転	少子化進行
	基準ケース	ケースVI-ア 少子化改善 +経済好転	ケースVI-エ 少子化進行
最終保険料率	20%	20%	20%
国庫負担割合	3分の1	3分の1	3分の1
給付水準調整方法	実績準拠法を基本と した早期調整 [将来見通し平均化法並み]	実績準拠法を基本と した早期調整 [将来見通し平均化法並み]	実績準拠法を基本と した早期調整 [将来見通し平均化法並み]
人口推計	中位	少子化改善	低位
経済前提 [実質賃金上昇率(2008年度以降)]	B [1.0%]	好転ケース [1.25%]	B [1.0%]
給付と負担の均衡	永久均衡方式	永久均衡方式	永久均衡方式
試算結果			
・給付水準調整終了年度	2042年度	2031年度	2053年度
・新規裁定年金の所得代替率 (給付水準調整終了時)	46.5% 《-6.3%》	50.2% [+3.7%]	40.6% [-5.9%]
・給付水準調整割合 (給付水準調整終了時)	21.2%	14.8%	31.1%
・国民年金最終保険料 (平成11年度価格)	23,100円	23,500円	23,100円

注：所得代替率の欄の《》内はケース①との差、[]内は基準ケース（ケースVI）との差を示している。

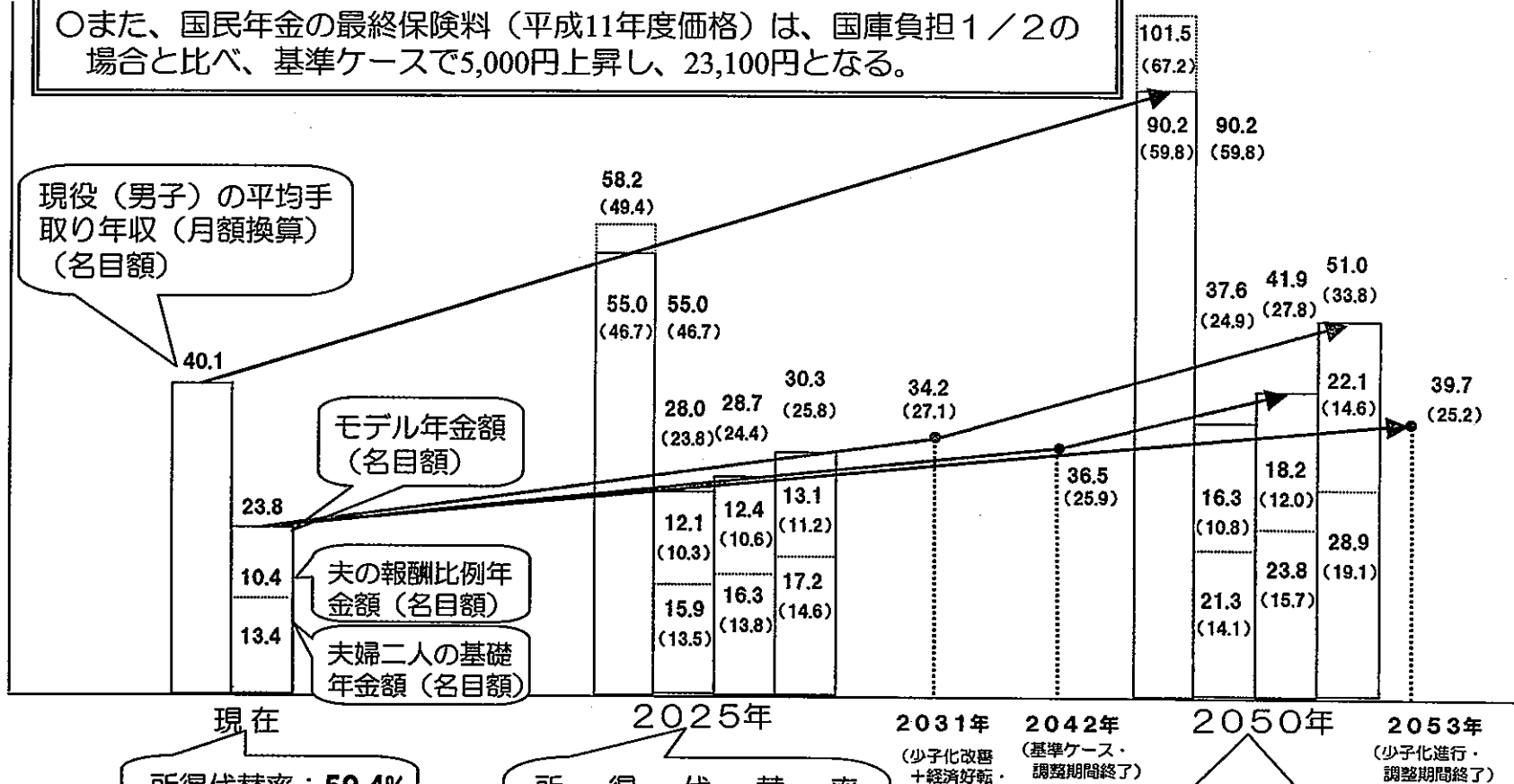
参考試算 [国庫負担割合3分の1の場合 (最終保険料率20%) (永久均衡方式)]

少子化の実績より早期に給付水準調整する場合 (実績準拠法を基本とした早期調整[将来見通し平均化法並み])

- 厚生年金の最終保険料率が年収の20%の場合、基準ケースの将来の給付水準は、モデル年金の所得代替率で47%程度となる。
- 社会・経済状況が好転すると、モデル年金の所得代替率で3 1/2%程度給付水準は上昇し、少子化が進行すると6%程度給付水準は低下する。
- また、国民年金の最終保険料 (平成11年度価格) は、国庫負担1/2の場合と比べ、基準ケースで5,000円上昇し、23,100円となる。

緑色…少子化改善+経済好転の場合
 青色…基準ケースの場合
 赤色…少子化進行の場合

名目金額
(万円)



※ 賃金額及び年金額のカッコ内の数値は、物価で現在価値に割り戻したもの。

(注)少子化進行ケースは2053年まで給付水準調整を行い、所得代替率は最終的に40.6%となる。

《基礎年金国庫負担割合を1/2に引き上げなかった場合（国庫負担1/3）》

【最終保険料率20%（有限均衡方式…95年間均衡（2005～2100年度））】

	ケースⅦ	社会・経済 状況が好転	少子化進行
	基準ケース	ケースⅦ-ア 少子化改善 +経済好転	ケースⅦ-エ 少子化進行
最終保険料率	20%	20%	20%
国庫負担割合	3分の1	3分の1	3分の1
給付水準調整方法	実績準拠法を基本と した早期調整 [将来見通し平均化法並み]	実績準拠法を基本と した早期調整 [将来見通し平均化法並み]	実績準拠法を基本と した早期調整 [将来見通し平均化法並み]
人口推計	中位	少子化改善	低位
経済前提 [実質賃金上昇率（2008年度以降）]	B [1.0%]	好転ケース [1.25%]	B [1.0%]
給付と負担の均衡	有限均衡方式 （95年間均衡）	有限均衡方式 （95年間均衡）	有限均衡方式 （95年間均衡）
試算結果			
・給付水準調整終了年度	2038年度	2028年度	2044年度
・新規裁定年金の所得代替率 （給付水準調整終了時）	47.8% 《-5.0%》	51.0% [+3.2%]	43.7% [-4.1%]
・給付水準調整割合 （給付水準調整終了時）	19.0%	13.5%	25.9%
・国民年金最終保険料 （平成11年度価格）	22,800円	23,200円	22,900円

注：所得代替率の欄の《 》内はケース①との差、[]内は基準ケース（ケースⅦ）との差を示している。

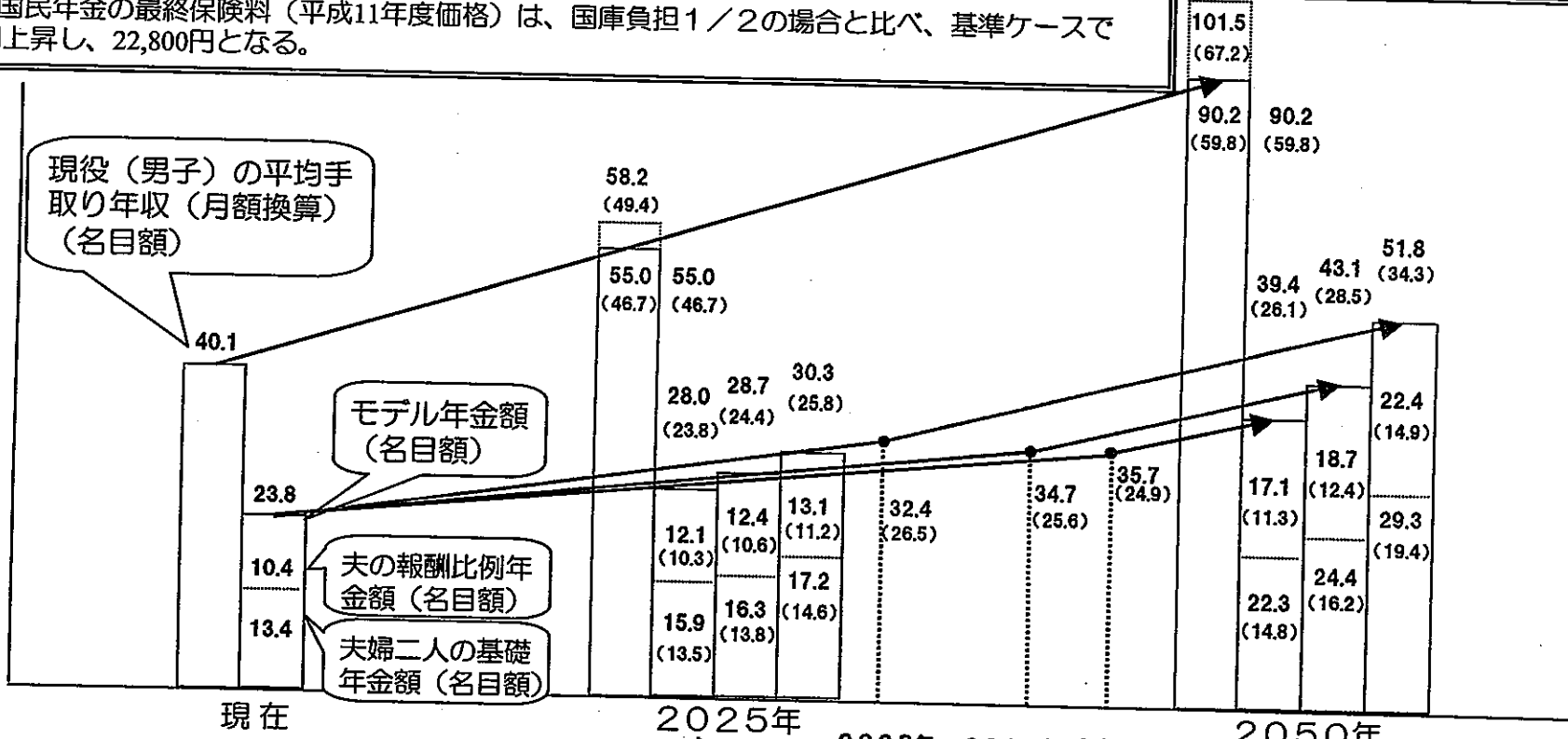
参考試算 [国庫負担割合3分の1の場合 (最終保険料率20%)
 (有限均衡方式・財政均衡期間を95年間 (2005~2100年) とした場合)]

少子化の実績より早期に給付水準調整する場合 (実績準拠法を基本とした早期調整[将来見通し平均化法並み])

- 給付と負担の均衡を考える期間を95年間 (2100年度まで) に限定する有限均衡方式とした場合、2100年度以降の高齢化率の見通しが高いこと等から、現在行っている方式 (永久均衡方式) に比べ、将来の給付水準の見通しは上昇する。(モデル年金の所得代替率が、基準ケースで1 1/2 %程度上昇)
- 社会・経済状況が好転すると給付水準は上昇し (モデル年金の所得代替率で3%程度上昇)、少子化が進行すると給付水準は低下する。(モデル年金の所得代替率で4%程度低下)
- また、国民年金の最終保険料 (平成11年度価格) は、国庫負担1/2の場合と比べ、基準ケースで5,200円上昇し、22,800円となる。

緑色…少子化改善+経済好転の場合
 青色…基準ケースの場合
 赤色…少子化進行の場合

名目金額
 (万円)



所得代替率: 59.4%
 (モデル年金)

所得代替率
 少子化 基準 少子化改善
 進行 ケース +経済好転
 50.9% 52.2% 52.1%

所得代替率
 少子化 基準 少子化改善
 進行 ケース +経済好転
 43.7% 47.8% 51.0%

※ 賃金額及び年金額のカッコ内の数値は、物価で現在価値に割り戻したものの。